

測量業務等共通仕様書変更対照表

改正後：令和8年6月25日土技第410号（令和8年7月1日適用）

改正前：令和7年6月25日土技第489号（令和7年7月1日適用）

測量業務共通仕様書

（土技第979号 昭和60年4月1日）
（土技第410号 令和8年6月25日）

令和8年7月
沖縄県土木建築部

測量業務共通仕様書

（土技第979号 昭和60年4月1日）
（土技第489号 令和7年6月25日）

令和7年7月
沖縄県土木建築部

測量業務等共通仕様書変更対照表

改正後：令和8年6月25日土技第410号（令和8年7月1日適用）

改正前：令和7年6月25日土技第489号（令和7年7月1日適用）

第1章 総則	第1章 総則
第102条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1. 「発注者」とは、沖縄県財務規則第2条《用語》第7号の規定に基づく契約担当者をいう。 2. 「受注者」とは、測量業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。 3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第9条《調査職員》第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。 ～中略～ 8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条《管理技術者》第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。 ～中略～ 36. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。 第106条 業務の実施 測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条《測量の計画》第3項第一号及び第二号によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途国土地理院より定めるマニュアルによるものとする。	第102条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1. 「発注者」とは、沖縄県財務規則第2条《用語》第7号の規定に基づく契約担当者をいう。 2. 「受注者」とは、測量業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。 3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第9条《調査職員》第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。 ～中略～ 8. 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条《管理技術者》第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。 ～中略～ 36. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。 第106条 業務の実施 測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条《測量の計画》第3項第一号及び第二号によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途地理院より定めるマニュアルによるものとする。

測量業務等共通仕様書変更対照表

改正後：令和８年６月２５日土技第４１０号（令和８年７月１日適用）

改正前：令和７年６月２５日土技第４８９号（令和７年７月１日適用）

第108条 調査職員

- 発注者は、測量業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、**契約書**第９条《調査職員》第２項に規定した事項である。

第115条 関係官公庁への手続き等

- 受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を**調査**職員に報告し協議するものとする。

第118条 成果物の提出

- 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
- 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（ＳＩ）とする。
- 受注者は、測量成果電子納品要領（国土交通省・令和**７**年３月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。
「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。
なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【測量編】

第108条 調査職員

- 発注者は、測量業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、第９条《調査職員》第２項に規定した事項である。

第115条 関係官公庁への手続き等

- 受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

第118条 成果物の提出

- 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
- 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（ＳＩ）とする。
- 受注者は、測量成果電子納品要領（国土交通省・平成28年３月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。
「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。
なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【測量編】

測量業務等共通仕様書変更対照表

改正後：令和8年6月25日土技第410号（令和8年7月1日適用）

改正前：令和7年6月25日土技第489号（令和7年7月1日適用）

（国土交通省・令和7年3月）」に基づくものとする。

第120条 検査

1. 受注者は、契約書第32条《検査及び引渡し》第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、調査職員及び**管理技術者**の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 測量業務成果物の検査
 - (2) 測量業務管理状況の検査
 測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。
 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・令和7年3月）」に基づくものとする。

第129条 再委託

1. 契約書第7条《一括再委託等の禁止》第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
2. 契約書第7条《一括再委託等の禁止》第1項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。
3. 受注者は、**契約書**第7条《一括再委託等の禁止》第1項における第1項及び第2項に規

（国土交通省・平成30年3月）」に基づくものとする。

第120条 検査

1. 受注者は、契約書第32条《検査及び引渡し》第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、調査職員及び**管理職員**及び**主任技術者**の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 測量業務成果物の検査
 - (2) 測量業務管理状況の検査
 測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。
 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・令和3年3月）」に基づくものとする。

第129条 再委託

1. 契約書第7条《一括再委託等の禁止》第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
2. 契約書第7条《一括再委託等の禁止》第1項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。
3. 受注者は、第7条《一括再委託等の禁止》第1項における第1項及び第2項に規定する

測 量 業 務 等 共 通 仕 様 書 変 更 対 照 表

改正後：令和８年６月２５日土技第４１０号（令和８年７月１日適用）

改正前：令和７年６月２５日土技第４８９号（令和７年７月１日適用）

定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

第 136 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を調査職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。

第 141 条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領（令和 7 年 4 月一部改正）により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

1. 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。
2. 受注者は、施工者選定型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。

業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

第 136 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に提出しなければならない。

第 141 条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領（令和 6 年 4 月一部改正）により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

1. 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。
2. 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。